

2025 年 7 月 31 日

YCPホールディングス（グローバル）リミテッド

(YCP Holdings (Global) Limited)

取締役兼グループ CEO 石田 裕樹

問合せ先：IR グループ 中村 哲朗

Email：ir@ycp.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー（取引先、従業員等）と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】（2024 年 12 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Y Asset Management Limited	6,360,000	28.53
松井証券株式会社	2,833,500	12.71
粕本 晋吾	1,335,000	5.99
野村 絢	1,333,900	5.98
INTERACTIVE BROKERS LLC	790,600	3.55

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

入道 信生	783,300	3.51
西口 征郎	729,400	3.27
荒井 直樹	605,300	2.72
GMOクリック証券株式会社	376,900	1.69
植島 幹九郎	364,700	1.64
計	15,512,600	69.59

(注) 発行済 JDR に関して、その原資産である当社普通株式の法的な所有者は JDR の信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行ですが、上記表中においては、JDR 信託契約に基づき当該信託受託者から取得した情報及び当社が個別に把握している情報に基づき、原資産である当社普通株式の実質的な保有者である発行済 JDR の受益者 1 人を株主 1 人とみなして記載しています。

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—Y Asset Management Limited は、中華人民共和国香港特別行政区に所在し、当社の株式のみを保有及び管理する資産管理会社です。同社は 2024 年 12 月 31 日現在、当社株式の 28.53%を保有しており、その他の関係会社に該当しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京証券取引所グロース
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における（連結）子会社数	10 社以上 50 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、法令で定められる場合を除き、有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、有価証券信託受益証券の保有者は、当社の取締役に対して、株主代表訴訟を起こす権利を含む株主としての権利を有さず、受益者として授与される信託契約上の権利を有します。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	任期の定めはない (注) 取締役の任期について、定款上の定めはないものの、社内規定(Firmwide Management Policies等)において別途任期を定めております。 ・監査等委員でない取締役の任期は、選任日から次期定時株主総会終結の時までであります。 ・監査等委員である取締役の任期は、選任日から次々期定時株主総会終結の時までであります。
取締役会の議長	取締役兼グループ CEO
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

社外取締役の会社との関係

氏名	属性	会社との関係 (※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
テン・テンドー	他の会社の出身者											
亀高聡子	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	2	ジャスティン・リョン

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び
使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当者もしくはエグゼクティブ・オフィスの従業員が、必要に応じてグループ監査等委員会を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

原則として四半期に1回、三様監査を開催しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の
委員会の有無

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策
の実施状況

ストックオプション制度及び譲渡制限付株式ユニ
ット制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する取締役及び従業員の意識と士気を高めるため、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式ユニット制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する取締役及び従業員の意識と士気を高めるため、ストックオプション制度を採用しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び期待役割に応じたストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しない為、報酬の個別開示はしておりません。取締役、社外役員の報酬について、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査等委員取締役の報酬については、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、グループ取締役会が決定しております。また、各取締役の賞与については、業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案しグループ取締役会の決議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートはエグゼクティブ・オフィスにて行っております。グループ取締役会資料は事前に配布し、十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明、質問等への回答などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・グループ取締役会

グループ取締役会は、本書提出日現在、取締役1名（石田裕樹）、監査等委員である取締役3名（ジャスティン・リヨン、テン・テンダー及び亀高聡子）により構成されております。監査等委員である取締役のうち、テン・テンダー及び亀高聡子の2名は日本の会社法に定める社外取締役の要件を満たしております。

グループ取締役会は、グループCEO 石田裕樹が議長を務め、定時グループ取締役会を月1回、臨時グループ取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

・グループ監査等委員会

グループ監査等委員会は、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名（ジャスティン・リヨン、テン・テンダー及び亀高聡子）によって構成されております。グループ監査等委員会は、ジャスティン・リヨンが議長を務め、定時グループ監査等委員会会議を毎月、臨時グループ監査等委員会会議を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

・グループ経営委員会

グループ経営委員会は、本書提出日現在、監査等委員ではない取締役1名（石田裕樹）及び当社執行役員10名（松岡 真宏、ピラー・ディーター、片野 大輔、荒井 直樹、マニッシュ・チェーダ、粕本 晋吾、プニート・カウシク、サウラブ・メータ、ヴィクター・ファイ、堤 悠希）により構成されております。グループCEOの石田裕樹が議長を務め、必要に応じて適宜開催し、グループ取締役会の決議事項について事前審議を行う他、経営執行上の重要事項についての審議を行っております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス推進のため、グループCEOを議長とするコンプライアンス委員会を設置しております。また、グループCOOをコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局と定め、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

・社外取締役

社外取締役2名については、当社株式の所有割合が10%に満たないこと、又は当社グループの経営陣と独立した経営判断を妨げるような関係がない者であるといった、シンガポールのコーポレート・ガバナンス・コードに基づいた独立性を満たしております。

社外取締役テン・テンダーは、花王株式会社国際事業部を経て、多数の企業の創業に携わったほか、APEC ビジネス諮問委員会議長やシンガポール経団連CEO等の要職を歴任しており、アジアだけでなくオーストラリア・中東地域における企業経営に関する豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。当社との人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他利害関係はありません。

社外取締役亀高聡子は、最高裁判所司法研修所（57期）修了後、ケンブリッジ大学及びハーバード・ロースクールにてLL.M.を取得し、日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有しています。長嶋・大野・常松法律事務所を経て伊藤 見富法律事務所（現・モリソン・フォースター法律事務所）に入所し、M&Aやプライベートエクイティのほか、アクイジション・ファイナンス等のファイナンス取引、その他一般企業法務を含む国内外の様々な案件について広範な知見を有することから、社外取締役として選任しています。当社との人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、グループ取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させることを目的として、日本の会社法に準じ、監査等委員会設置会社制度を採用しております。本書提出日現在、グループ取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査等委員である取締役3名（うち2名は独立役員）で構成され、「迅速かつ確な経営及び執行判断」を行うため、定時グループ取締役会を月1回、臨時グループ取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、グループ監査等委員会は、監査等委員である社外取締役

2名を含む取締役3名で構成されており、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監視を行っております。常勤の監査等委員である取締役は、グループ取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、かつ、独立的な立場から積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の少なくとも2週間前には招集通知を発送しています。日本における実質株主は、株式会社証券保管振替機構に議決権行使を指図し、香港の保管期間を通じてカストディアン名義で議決権を行使することができます。実質株主による議決権行使の方法については、議決権代理公使指図書送付のお知らせの送付及び当社ウェブサイトでの説明を行います。JDRの事務取扱機関である三菱UFJ信託銀行株式会社と密接な連携を取り、実質株主からの質問等に迅速に対応いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は、2025年5月9日に、シンガポールにて開催されました。
電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	—
招集通知(要約)の英文での提供	—
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・	日本における法定開示及び取引所適時開示の規則に従った開示プロセスを作成し、社内でも共有しています。	—

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

公表		
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算及び年度決算について、個人投資家向け説明会を実施しており、今後も継続して開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	各四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的 に開催しており、今後も継続して開催する予定です。また、機関投資家への訪問等も検討いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に I R 専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	—
IR に関する部署(担当者)の設置	IR グループ 中村 哲朗	—
その他	—	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は適時開示規程においてステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	2024 年 10 月、サステナビリティに関するソリューションを専門に提供する事業部を設立し、サステナビリティに関する社内ポリシー及び関連施策の策定等を進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、次の通り「内部統制シ

システムの構築に関する基本方針」を定め、業務の適正を確保する為の体制を整備し、健全な経営体制の構築を推進します。

(a) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及び具体的な行動について定めた行動基準を策定し、グループ CEO を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底しております。

また、グループ COO をコンプライアンス担当役員、当社及び各子会社の法務担当者をコンプライアンス担当事務局としてコンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項（インサイダー取引防止等を含む）についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築することを目的として、全役職員を対象とした研修を定期的を実施しております。

当社は、業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを検査・確認するための内部監査を実施しております。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談できるよう、グループ COO 及び社外の弁護士を通報窓口に定め、全役職員に周知しております。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないよう、通報・相談内容の守秘及び通報・相談者の保護のための体制を構築しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応しております。

(b) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を構築しております。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、グループ COO を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行っております。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、グループ CEO を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が出席するグループ経営委員会会議において実施するものとし、不測の事態が発生した場合には、グループ CEO を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努めます。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時グループ取締役会を月 1 回、臨時グループ取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が出席するグループ経営委員会会議を適宜開催し、グループ取締役会の決議事項について事前審議を行うほか、各子会社もしくは事業部レベルで月例のマネジメント会議を開催し、グループ取締役会未達の経営の重要事項についての審議を行っております。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を定めるとともに、組織体制や人員配置の見直しに合わせて随時改訂を行っております。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける体制を構築しております。

ii. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、速やかに当社のリスク管理委員会に報告します。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じます。

iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、当社が主管となって子会社の管理を行います。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社のグループ取締役会で審議を行います。

iv. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社でコンプライアンス委員を選任するとともに、これらのコンプライアンス委員も出席する当社のコンプライアンス委員会において、コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築しております。

当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行います。

(f) グループ監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

内部監査担当者もしくはエグゼクティブ・オフィスの従業員が、必要に応じてグループ監査等委員会を補助します。

(g) 前号の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及びグループ監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

グループ監査等委員会よりグループ監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、グループ監査等委員会を補助する従業員はその要請に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長の指揮命令を受けません。また、当該従業員の任命、異動についてはグループ監査等委員会の同意

を必要とする。

(h) 当社及び子会社の取締役及び従業員がグループ監査等委員会に報告するための体制その他グループ監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、グループ取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受けております。

監査等委員は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができます。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なくグループ監査等委員会に報告するものとします。この他に、グループ監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができます。

(i) グループ監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護します。

(j) その他グループ監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、グループ取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受けます。

グループ監査等委員会は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求めます。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

監査等委員が職務の執行につき生ずる費用の前払いまたは償還の手続等の請求をした場合は、監査等委員の請求に従い適時適切に当該費用を支払うものとします。

(k) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、グループCEOの指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応をとること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対応規程及び内部統制システム基本方針にて定めております。これらを実現するため、コンプライアンス委員会において反社会的勢力対応規程の内容を定期的に検証・改定するとともに、その結果について、全従業員を対象に定期的に開催するコンプライアンス研修等におい

て周知しております。また、反社会的勢力排除に関する情報収集のため、警察、弁護士等の外部専門機関と連携するほか、これらの機関やデータベースを通じて収集した情報をもとに、取引先等に対する確認を実施しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

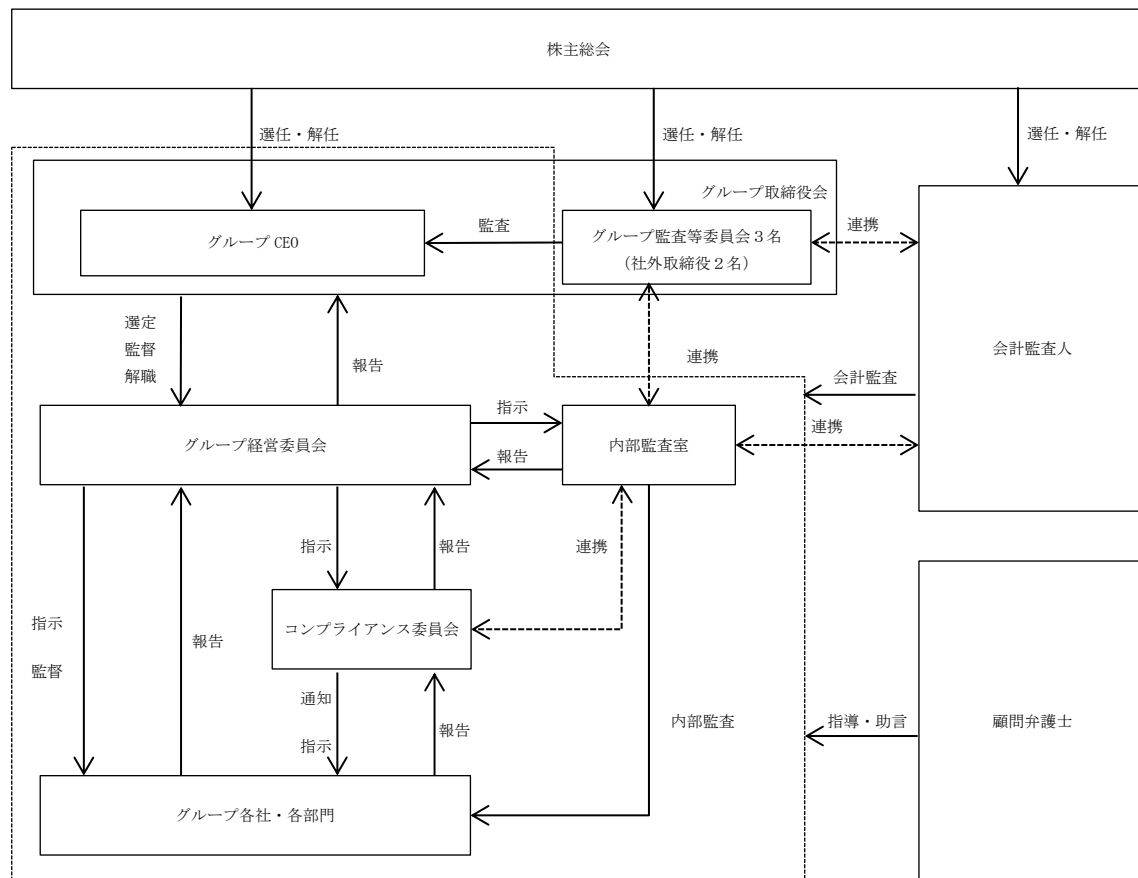
該当項目に関する補足説明

—

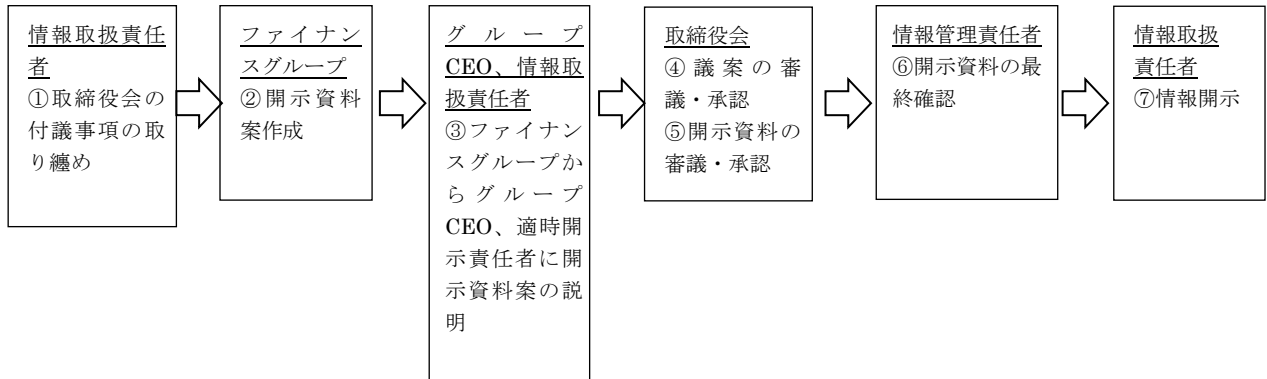
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

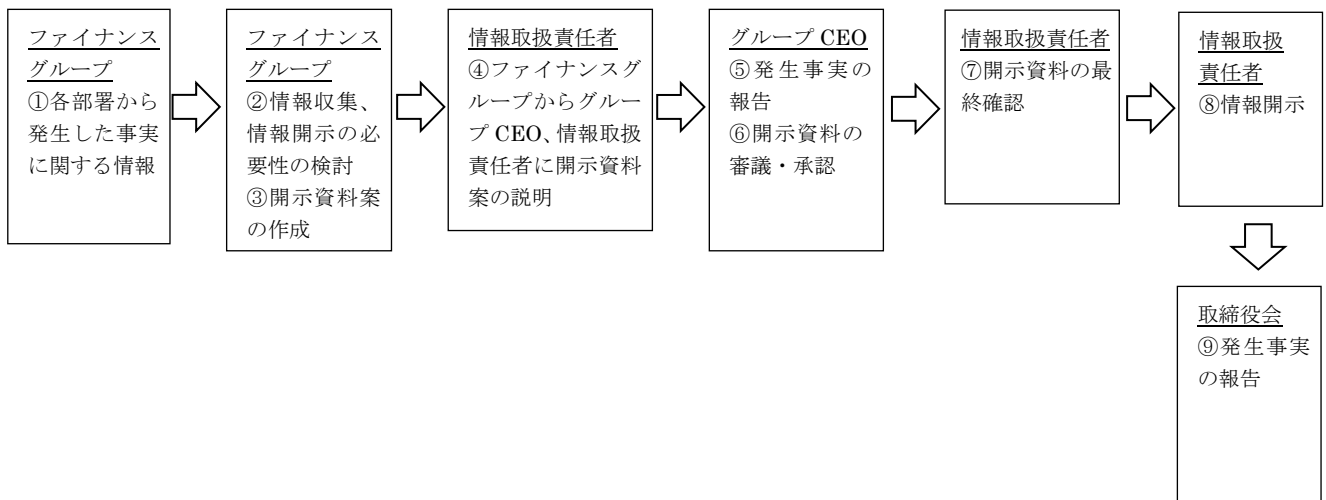
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】（決定事実・決算に関する情報）



（発生事実に関する情報）



以上